

処理能力25万Nm³/日未満の
專業液化石油ガススタンド事業者 各位

神奈川県防災局工業保安課長

処理能力25万Nm³/日未満の專業液化石油ガススタンドに係る保安管理組織体制の
運用について(通知)

本県の工業保安行政の推進につきましては、日ごろ格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、処理能力25万Nm³/日未満の專業液化石油ガススタンドについては、平成9年4月の高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の施行に伴い、同法第27条の2第1項第1号の規定により、製造に係る保安について監督させる者を選任することで、保安統括者等の選任を要しないこととなりましたが、本県では、液化石油ガススタンドに隣接した住宅等の密集化や営業時間の延長等の現状に鑑み、保安レベルの維持及び事故の未然防止を目的として、「液化石油ガススタンドに係る保安管理組織体制の運用要領」(平成10年5月26日付け工保第98号)を定め、最高保安責任者、保安指導員、保安監督者及び保安監督者代理者の選任を規定しております。

同要領では、保安指導員は「高圧ガス製造に関する知識・経験を有し、最高保安責任者を補佐して保安に係る技術的な事項を管理する者」とされておりますが、実態として保安監督者との役割分担が明確でなく、上席の保安監督者が兼務する事例が多く見られております。

そのような実態を踏まえ、このたび処理能力25万Nm³/日未満の專業液化石油ガススタンドに係る保安管理組織体制の運用を見直し、合理化と明確化を図ることとしました。つきましては、今後、別添(「処理能力25万Nm³/日未満の專業液化石油ガススタンドに係る保安管理組織体制の運用について」)により保安管理組織の整備を図られるようお願いいたします。

なお、今回の運用見直しに伴い、平成17年3月31日までに次の手続きをいただくこととなります。手続きの詳細は別添の裏面に記載したとおりですが、ご不明の点などありましたら、工業保安課(横浜市内)、工業保安課川崎駐在事務所(川崎市内)または所管する各地区行政センター防災保安課までお問い合わせください。

<必要となる手続き>

- 1 危害予防規程の変更届出(保安管理組織の見直し及びスタンド稼働時間の明記)
- 2 保安監督者等選解任報告(県様式1、2及び3)

問い合わせ先

工業保安課エルピーガス・火薬・電気班
中 田・長 谷

電話：045-210-3586(直通)

FAX：045-210-8830

(別添)

処理能力25万Nm³/日未満の專業液化石油ガススタンドに係る保安管理組織体制の運用について

1 対象

第1種製造者である処理能力25万Nm³/日未満の專業液化石油ガススタンド

2 保安管理体制

液化石油ガススタンド事業者は、事業所ごとに次のとおり最高保安責任者等を選任し、職務を遂行させること。

(1) 最高保安責任者の職務と選任要件

事業所における高圧ガス製造に係る保安業務を統括管理する者とし、常駐の事業所長又は所長相当者を充てる。

(2) 保安監督者の職務と選任要件

高圧ガス製造に係る保安について監督する者とし、高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第62条第2項第1号に規定する資格及び経験を有する者を充てる。

(3) 最高保安責任者の選任数

最高保安責任者は1名選任する。

(4) 保安監督者の選任数

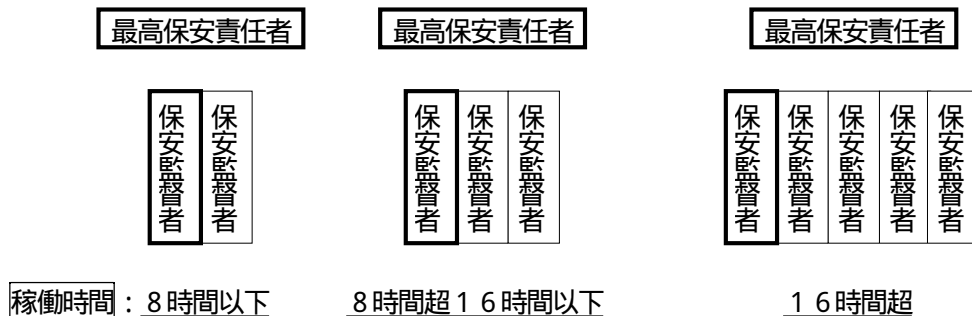
保安監督者の選任数は、1日の稼働時間に応じて次のとおりとする。

8時間以下 : 2名以上

8時間超16時間以下 : 3名以上

16時間超 : 5名以上

<保安管理組織概念図> 太枠は兼務可能



稼働時間 : 8時間以下

8時間超16時間以下

16時間超

(5) 最高保安責任者と保安監督者の兼務

最高保安責任者と保安監督者のうち1名を兼ねて選任することができる。

ただし、その場合には(1)(2)の両要件を満たす者でなければならない。

(6) 稼働中の保安管理

スタンドの稼働中は、保安監督者が常に1名以上勤務することを前提とした勤務シフトを組むこと。

3 保安監督者等選解任報告について

最高保安責任者又は保安監督者を選任又は解任したときは、別添様式1、2及び3により神奈川県知事又は各地区行政センター所長あて報告することとする。

4 本通知の運用開始日について

(1) 本通知による運用は、平成16年5月1日から開始する。

(2) 液化石油ガススタンドに係る保安管理体制の運用要領(平成10年5月26日付け工保第98号。以下「旧要領」という。)は平成16年4月30日限り廃止する。

(3) 本通知による運用の開始の際、現に設置されている液化石油ガススタンドについては、平成17年3月31日までは、なお旧要領によることができる。

本運用通知の施行に伴い、必要となる手続き

処理能力25万Nm³/日未満の専業液化石油ガススタンド事業者は、平成17年3月31日までに人員の確保を行い、所管行政庁に対して次の届出・報告を行ってください。

(1) 危害予防規程(変更)届出(液化石油ガス保安規則様式第31)

- ・危害予防規程の保安管理組織に係る以下の部分を変更してください。

- 保安管理組織図
- 最高保安責任者及び保安監督者の選任要件
 - (例) 最高保安責任者- 事業所長を充てる
 - 保安監督者- 従業員のうち液化石油ガス保安規則第62条第2項第1号に規定する資格及び経験を有する者を充てる
- 最高保安責任者及び保安監督者の職務
 - (例) 最高保安責任者の職務 - 従来の最高保安責任者の職務 + 保安指導員の職務
 - 保安監督者の職務 - 従来の保安監督者の職務

- ・スタンド稼働時間が明確でない場合には、危害予防規程本文中に新たに明記してください。

(2) 保安監督者等選解任報告(別添 県様式1, 2及び3)

- ・最高保安責任者を1名選任してください。
- ・スタンド稼働時間に応じ、保安監督者を必要数以上選任してください。

県様式1 (平成16年4月23日工保第13401号工業保安課長通知)

液化石油ガス専業スタンド 保安監督者等報告書	液石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
最高保安責任者及び保安監督者の選任若しくは解任の状況	別紙のとおり		

年 月 日

代表者 氏名

印

神 奈 川 県 知 事
 地区行政センター所長 } 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記入しないこと。
 - 3 最高保安責任者及び保安監督者の選任若しくは解任の状況については、別紙として保安管理組織図を作成し、旧組織図を添付すること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。その場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

県様式 2 (平成16年4月23日工保第13401号工業保安課長通知)
(保安管理組織図)

新組織図(年 月 日からの組織図)

最高保安責任者			
氏 名			
免状の種類 (該当にレ)	甲種化学 甲種機械 免状なし	乙種化学 乙種機械	丙種化学液石 丙種化学特別
選任年月日	年	月	日

スタンド稼働時間:

(時 分 ~ 時 分)

保安監督者 1				保安監督者 4			
氏 名				氏 名			
免状の種類 (該当にレ)	甲種化学 甲種機械	乙種化学 乙種機械	丙種化学液石 丙種化学特別	免状の種類 (該当にレ)	甲種化学 甲種機械	乙種化学 乙種機械	丙種化学液石 丙種化学特別
選任年月日	年	月	日	選任年月日	年	月	日
保安監督者 2				保安監督者 5			
氏 名				氏 名			
免状の種類 (該当にレ)	甲種化学 甲種機械	乙種化学 乙種機械	丙種化学液石 丙種化学特別	免状の種類 (該当にレ)	甲種化学 甲種機械	乙種化学 乙種機械	丙種化学液石 丙種化学特別
選任年月日	年	月	日	選任年月日	年	月	日
保安監督者 3				保安監督者 6			
氏 名				氏 名			
免状の種類 (該当にレ)	甲種化学 甲種機械	乙種化学 乙種機械	丙種化学液石 丙種化学特別	免状の種類 (該当にレ)	甲種化学 甲種機械	乙種化学 乙種機械	丙種化学液石 丙種化学特別
選任年月日	年	月	日	選任年月日	年	月	日

注1) 新規選任者の経歴書(最高保安責任者) 経歴書及び免状の写し(保安監督者)を添付してください。

注2) 既に選任されている者を含め記入してください。

県様式3 (平成16年4月23日工保第13401号工業保安課長通知)
 (液化石油ガススタンド最高保安責任者・保安監督者用経歴書)

選 任 者 の 経 歴 書			
氏 名			
生年月日	年	月	日
入社年月日	年	月	日
現事業所 配属年月日	年	月	日
現在の部署・役職			
免状の種類 (該当にレ)	甲種化学	乙種化学	丙種化学液石
	甲種機械	乙種機械	丙種化学特別
製造の経験を有する 高圧ガス名	液 化 石 油 ガ ス		
上記の作業に 従事した事業所 及び従事期間	事業所名		
	所在地		
	従事期間	年 月 から 年 月 (年 ヶ月)	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
代表者名			印